

## 国際基準課の設置について

### 1. S P S協定と日本の対応

W T O / S P S協定(衛生植物検疫措置(Sanitary and Phytosanitary Measures)の適用に関する協定)は、

- ① 食品安全の分野についてはC o d e xを、動物の健康及び人畜共通伝染病の分野についてはO I Eを、植物の健康の分野についてはI P P C(国際植物防疫条約事務局)を、国際基準を設定する機関として定め、
- ② 原則として、国際基準に基づいたS P S措置(人、動物又は植物の生命又は健康を保護するための措置)を講じなければならないと規定。

しかしながら、日本は二国間の話し合いを重視。

### 2. 最近の国際基準の動き

近年は、各国による措置の調和を図る観点から、国際基準を作成する取組があり、これらは、文字通り、国際基準として機能。

例) H A C C P、有機農産物、木材梱包材など

また、国際基準を設定する機関が連携して作業を行うケースも出現。

例) 食肉衛生規範、トレサビリティ、抗菌薬剤耐性など

### 3. 国際基準課の課題と対応方向

食品安全、植物検疫及び動物衛生といったS P S業務は、いずれも消費安全局の重要な業務であり、国際基準を設定する機関の活動への積極的な参加は喫緊の課題。

このような中で、C o d e xに関しては、開かれた手続の中で、科学的なデータの提出、主張の展開などの取組が行われるようになってきていることから、国際的な事務を統一的に総括する国際基準課を設置し、消費安全局のS P S業務全体について、このような取組が行えるようにする。

# 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」の概要 (Agreement on the Application of **S**anitary and **P**hyto**S**anitary Measures)

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫 (SPS) 措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール (WTO協定の附属書の一部)。

## 加盟国の権利及び義務

### <権利> (第2条1項)

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

- (例)
- ・食品安全:  
食品添加物や残留農薬の基準設定  
(検査証明書の添付、輸入時のサンプリング検査等)
  - ・動物衛生:  
家畜等に有害な疾病(口蹄疫等)の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等)
  - ・植物防疫:  
植物に有害な病害虫(ミハエ等)の国内への侵入を防ぐための措置  
(発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等)

### <義務>

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

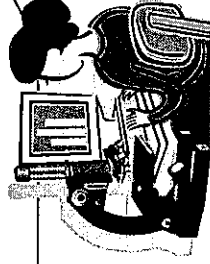
- ① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること (第2条2項, 第5条1~7項)
- ② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること (第3条1項)
- ③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと (第2条3項)
- ④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと (第2条3項) ほか

すなわち……

- 食品、動植物の輸出入に関する2国間、多国間で合意される輸入条件は、

- ① 国際基準に整合すること
- 又は
- ② 科学的根拠に基づいたリスク評価を実施した上で、適切な保護の水準を決定していること

が求められる。



### 国際基準策定機関

- ・食品安全: 食品規格委員会 (Codex)
- ・動物衛生: 国際獣疫事務局 (OIE)
- ・植物防疫: 国際植物防疫条約事務局 (IPPC)

● 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。